

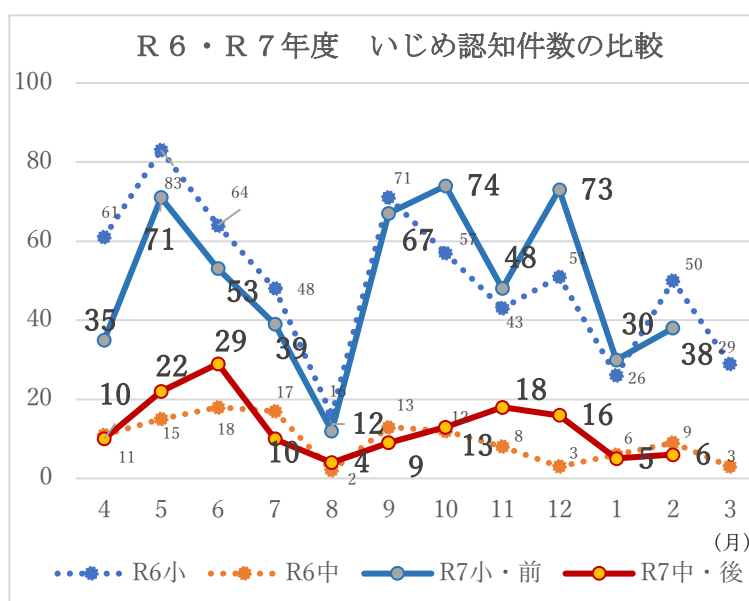
高山市重大事態調査委員会

令和8年3月30日

1 令和7年度 問題行動（いじめ）の現状とまとめ

令和7年4月～令和8年3月の問題行動の報告（いじめ認知件数：R6、R7の比較）

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
R6 小	61	83	64	48	16	71	57	43	51	26	50	29	599
R7 小・前	35	71	53	39	12	67	74	48	73	30	38		540
R6 中	11	15	18	17	2	13	12	8	3	6	9	3	117
R7 中・後	10	22	29	10	4	9	13	18	16	5	6		142



〈いじめの態様〉 R6、R7の比較

態様	R6 小	R7 小/前	R6 中	R7 中/後
1 冷やかしやからかい	40.6	39.5	51.3	36.6
2 仲間外れ・無視	6.7	4.5	3.9	4.7
3 軽く叩く・蹴る	28.8	26.4	22.7	15.7
4 ひどく叩く・蹴る	0.6	1.8	1.3	3.5
5 金品をたかられる	1.0	0.7	0.0	2.3
6 金品を隠す・盗む・渡す	6.1	4.6	2.6	4.7
7 嫌なことをされる・させられる	11.1	16.7	9.7	10.5
8 パソコン・携帯での誹謗中傷	3.0	0.4	6.5	20.9
9 その他	2.1	5.4	1.9	1.2

【特徴】

- いじめの認知件数は小学校(前期課程)では昨年よりやや減り、中学校(後期課程)では増えている。いじめの態様では、「冷やかしやからかい」「軽く叩く・蹴る」が多い。
- 小学校(前期課程)いじめの態様では「嫌なことをされる、させられる」が増加している(特に小3、4年生)。※ズボンを下ろされる、トイレを覗かれる、机やノートへの落書き 等。
- 中学校(後期課程)いじめの態様では「パソコン・携帯での誹謗中傷」が昨年度の3倍以上増加している。※勝手に画像をSNSに投稿、悪口を書込む、端末機器で性的な質問をしてくる 等

【対応】

- 「心の健康観察」も活用しながら、児童生徒の心の不安定さを把握し、未然防止、早期発見と対応を行う。
- 人間関係が固定化されることなく、多様性が理解される指導を大切にする(児童会活動や生徒会活動などでの主体的な取り組み)。
- トイレ覗きやズボンを下ろす行為については、重大な人権侵害であることへの指導、低学年からプライベートゾーンに関する性教育を繰り返し重ねる必要がある。
- 情報モラル指導は小学校から行っている。スマホを持たせている保護者にも責任を自覚してもらい、一緒に問題行動の未然防止に取り組む必要がある。

□保護者からの申告が多いことから、本人が相談できず埋もれている事案があることも予想されるため、休み時間の見守りや、アンケートに具体的な質問項目を設定するなど工夫が必要である。

2 いじめ防止アドバイザーの派遣について

(1) 主な業務内容

- ①市内小・中・義務教育学校を訪問しての授業参観及び各校の毎月のいじめ事案の報告や hyper-QU の結果等の分析による児童生徒の実態把握と支援が必要な子への学校体制づくりにおける指導・助言
- ②いじめの未然防止・早期発見・対応に係る各校の取組に対する指導・助言
- ③各校で認知したいじめ事案のその後の様子の継続的な見守り
- ④各種研修会等における、いじめ問題に関わる教職員・管理職への指導

(2) 今年度の活動実績及び成果と課題

【活動実績】

- ・市内全 30 小・中・義務教育学校に、3 回以上の定期訪問を実施（小(前期)48 回、中(後期)41 回、R7/12 月末現在）、主に管理職を中心に「魅力ある学校づくり」について懇談し、全学級の授業参観等を行った。
- ・第 1 回(4/22)、第 2 回(9/10) 高山市いじめ問題対策協議会において、市内 H 中学校の具体的実践事例を通して特に発達支持的生徒指導についての講話を行った。（市内小・中・義務教育学校生徒指導主事対象）
- ・学校の依頼を受け、校内での職員研修や児童生徒への授業等を実施した。（小・中・義務教育学校各 3 回）
- ・学校より報告された事案のうち、深刻な状況に進行する可能性のある事案等の報告があった学校を適宜訪問し継続的に支援を行った。
- ・運動会、文化発表会、学習発表会等、可能な範囲で参観し、児童生徒や保護者の実態把握に努めた。

【成果（○）と課題（●）】

- 管理職との懇談では、児童生徒の教育環境としての教職員集団が、自主的、協同的、創造的な目的集団として質を高めることが、魅力ある学校づくり推進にむけて最も大切なことであることを確認した。（若手教員への支援、丁寧な学習指導、事案への適切な組織対応、地域・保護者との連携・協力など）
- チーム担任制の試行や小学校における教科担任制の拡充、カリキュラム・マネジメント等による工夫・改善など、魅力ある学校づくりのための新たな学校経営を試みる動きが見られる。
- 全ての市立学校が認知したいじめ案件について、現在までに深刻な重大事態に進行した事案の報告はない。
- 他者意識の欠如や未成熟、他者の個性に対し攻撃的な児童生徒の指導援助を工夫改善する必要がある。また、保護者どうしのトラブルに発展する事案も見られ、学校としての対応がより困難になっている。
- SNS 上でのいじめ事案については、本人の自覚がないままに犯罪となるような事案

もあることから、児童生徒や保護者、教職員を対象とする事例研修等が一層必要且つ重要になっている。

- 学校、家庭、地域の関係諸機関等が連携・協力し、地域総がかりでのいじめ防止の取組を積極的に推奨し、人権尊重の気風を一層醸成していく必要がある。